

原議保存期間	3年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

警察庁丁交企発第194号、丁規発第129号
丁交指発第130号
令和 7 年 7 月 1 7 日
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通指導課長

安全運転管理者の選任促進に向けた取組の更なる推進と安全運転管理者の業務の適正な実施について（通達）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第74条の3第1項の規定により、自動車の使用者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任しなければならないこととされており、選任された安全運転管理者は、同条第2項の規定により、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務で府令で定めるものを行わなければならないこととされている。その業務として、府令第9条の10においては、運転者の点呼を行うなどにより、自動車の点検の実施状況や、飲酒、過労、病気その他の理由による正常な運転ができないおそれがないかどうかを確認し、安全運転を確保するために必要な指示を与えることなどが定められている。

警察においては、これまでも安全運転管理者の未選任事業所（以下「未選任事業所」という。）の把握と安全運転管理者の選任促進に向けた取組を行ってきたところであるが、先般、交通事故の発生を端緒に未選任事業所が法第74条の3第1項違反で検挙された事例があり、引き続き、未選任事業所の把握と安全運転管理者の選任促進に向けた取組の推進を図っていく必要がある。また、安全運転管理者が行うべきアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が適切に行われていない事例も認められるなど、安全運転管理者の業務が適正かつ確実に行われることとなるよう、事業所への指導も引き続き行っていく必要がある。

このような状況を踏まえ、各都道府県警察にあっては、下記のとおり、安全運転管理者の選任促進に向けた取組や安全運転管理者制度の適正な運用のための取組を強化されたい。

なお、本通達については、生活安全局生活安全企画課地域警察指導室と協議済みである。

記

1 未選任事業所の効果的・効率的な把握等

(1) 自動車の保管場所証明等事務との連携等による未選任事業所の把握の強化

ア 自動車保管場所証明情報の活用

自動車保有関係手続のワンストップサービスに係る警察共同利用型システム（J-POSS）では、自動車保管場所証明情報（以下「保管場所情報」という。）

のデータ出力が可能であるので、交通総務部門担当者は、当庁から追って配布予定のツールを利用するなどの方法により、同一の保管場所に5台以上の車両を届け出ているなど安全運転管理者の選任対象である可能性が認められる事業所の抽出作業を行い、安全運転管理者の届出情報と照合することにより未選任事業所を把握し、選任に向けた指導等を徹底すること。

なお、都道府県警察における独自のシステム等により、保管場所情報のデータを活用し安全運転管理者の選任対象である可能性が認められる事業所について抽出できる場合は、当該システム等を活用した抽出作業を実施すること。

イ 自動車保管場所証明申請受理時の対応

交通総務部門担当者は、自動車保管場所証明事務担当者と連携の上、法人や企業等（以下「法人等」という。）から自動車保管場所証明の申請を受理した場合における自動車保有台数に関する質問や、申請に係る自動車の大きさから判断して乗車定員が11人以上の可能性がある場合における質問等を通じて、安全運転管理者の選任対象事業所である可能性が認められた場合は、更に調査を行い、未選任事業所の把握に努めること。

ウ 個人情報の取扱い

ア及びイのいずれにおいても、個人情報を含む情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき適切に取り扱うこと。

(2) 未選任事業所把握のための具体的方策

ア 取組強化期間の設定等

一部の都道府県警察においては、未選任事業所の把握活動を強化するため、一定の期間を設けて取組を強化している事例もあることから、これを参考とするなど取組強化を図ること。

イ 職員に対する教養の実施

未選任事業所を把握するためには、従事する職員が安全運転管理者制度を十分に理解していることが重要であることから、職員への教養を徹底すること。

ウ あらゆる警察活動を通じた未選任事業所の把握の推進

あらゆる警察活動の機会等を活用し、法人等が安全運転管理者の選任事業所（以下「選任事業所」という。）であるか否かを把握することに努めるほか、未選任事業所であった場合には選任のための指導を行うこと。

特に、業務中の運転者による交通事故や飲酒運転等の交通違反を取り扱った際には、その背後責任について捜査を徹底するとともに、選任事業所であるか否かの確認を確実に実施し、未選任事業所であった場合には選任義務違反の立件についても検討すること。

エ 新規把握に対する表彰等

未選任事業所を新規に把握する等に功労が認められる場合は、警察署及び職員に対する適正な評価と表彰等により、取組に対する士気の高揚を行うことを検討すること。また、選任事業所に対しても、安全な運転管理のために効果的な取組を行っていることについて表彰するなど、事業所の取組に対する表彰制度の構築も検討すること。

(3) 選任状況に関する情報の公開による選任の促進

安全運転管理者を選任した旨の届出がなされている事業所に関する情報を各都道府県警察のウェブサイトに掲載するなど、情報の公開に努めること。

なお、公開する情報には、少なくとも事業所名を含めることとするが、所在地などの事業所の特定が容易となる情報についても、可能な限り公開することが望ましい。

ただし、公開に際しては、各都道府県の情報公開条例等に照らして支障の生じないことをあらかじめ確認すること。

(4) 地域警察部門との連携強化

地域警察部門に安全運転管理者制度について十分な説明を実施した上、地域警察官の行う巡回連絡等の活動を通じて、未選任事業所の発見や事業者に対する制度の周知を依頼するなど、地域警察部門との連携を強化し、当該取組の一層の推進を図ること。

(5) 安全運転管理者制度の周知徹底

ア 各種交通窓口業務における安全運転管理者制度の案内等

各種交通窓口業務において、法人等からの申請を受理する際に安全運転管理者制度の案内を行うことや、ポスターの掲示を行うこと等による安全運転管理者制度の周知を図ること。

イ 関係機関・団体等と連携した各業界団体等に対する安全運転管理者の選任義務等についての周知徹底

税務署、地方運輸局、司法書士会、行政書士会等の法人等と接する機会のある関係機関・団体と連携し、各業界団体等に対して安全運転管理者の選任をはじめとした業務に使用する自動車の使用者における義務についての周知徹底を図ること。

ウ SNSやウェブサイト等のあらゆる広報媒体を活用した安全運転管理者制度の周知徹底

都道府県警察のウェブサイトやSNS等のあらゆる媒体を活用し、安全運転管理者制度の概要や安全運転管理者が行うべき業務等について周知を図ること。この際、自動車の使用者は、府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任しなければならないことや選任しなかった場合に罰則が課されることについて重点的に周知するなど、特に未選任事業所への呼び掛けに寄与する周知内容を検討すること。

2 選任事業所における安全運転管理者の業務の適正な実施

(1) 府令に定める安全運転管理者の業務の確実な実施

ア 点呼等の実施及び酒気帯び確認等の確実な実施

府令第9条の10に規定する安全運転管理者の業務を適正かつ確実に実施するよう、事業者への指導を強化すること。なお、府令第9条の10第5号及び第6号に規定する安全運転管理者の業務の実施については、「安全運転管理者による運転者に対する点呼等の実施及び酒気帯び確認等について（通達）」（令和6年12月27日付け警察庁丁交企発第352号ほか）により、留意事項を示しているので参考とすること。

イ 交通事故等の発生時における義務履行状況の確実な確認

業務中の運転者による交通事故や飲酒運転等の交通違反を取り扱った際には、その背後責任について捜査を徹底するとともに、選任事業所における安全運転管理者の業務の実施状況について確実に確認を行うこと。

その際、安全運転管理者等に対しては、法第75条の2の2第1項の規定により、必要な報告又は資料の提出を求めるほか、必要な指導を実施するなど、安全運転管理者の業務の適正な実施のための事業者による積極的な取組を促す措置を講ずること。

(2) 選任事業所への周知

府令第9条の10に規定する安全運転管理者の業務が適正かつ確実に行われることとなるよう、安全運転管理者講習等の機会を通じて周知を図ること。

(3) 外国人を雇用する選任事業所に対する交通安全教育や安全運転指導実施の働き掛け

外国人を雇用する選任事業者に対しては、運転者に対する交通安全教育の実施や運転者に対する安全運転指導の実施は安全運転管理者の業務であることを説明した上で、外国人運転者に対しても、外国人運転者向けの交通安全教育を行うとともに、交通事故、交通違反の防止に向けた安全運転指導を行うように働き掛けること。また、安全運転管理者を選任する基準に満たない事業者に対しても、安全運転管理者の選任の必要性について質疑を受けるなどした場合には、雇用者等に対して同様な働き掛けを行うこと。